



# 佐賀県公報

平成18年  
4月3日  
(月曜日)  
第12737号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は收容の許可を受けなければならない区域の指定の一部改正 (二六二・生活衛生課) 一
- ◎住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱の一部改正 (二六三・建築住宅課) 一
- ◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (二六四・河川砂防課) 一
- 道路の区域の変更 (二六五・道路課) 二
- ◎佐賀県財務規則第三十二条に規定する細節の指定の一部改正 (二六六・財務課) 二

## ○ 告 示

◎佐賀県告示第二百六十二号  
 化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は收容の許可を受けなければならない区域の指定(平成十六年佐賀県告示第七百六十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「各保健所」を「各保健福祉事務所」に、「町村役場」を「町役場」に改める。

◎佐賀県告示第二百六十三号  
 住みたい佐賀の家づくり促進事業制度要綱(平成十三年佐賀県告示第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月三日

佐賀県知事 古 川 康

第四条第一項第三号中「耐久性に係る基準、バリアフリー構造に係る基準及

び省エネルギー住宅等に係る基準の全て」を「耐久性に係る基準及びバリアフリー構造に係る基準又は省エネルギー住宅等に係る基準」に改め、同条第二項第二号八を削る。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

### ◎佐賀県告示第二百六十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、佐賀土木事務所及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月三日

佐賀県知事 古 川 康

### 横道第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次直線で結んだ線及び標柱十二号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	市	町	大字	字	地番
一	佐賀市	富士町	下無津呂	二本杉	一三六七番一
二	"	"	"	"	一三五二番三
三	"	"	"	"	"
四	"	"	"	"	一三八七番
五	"	"	"	"	一三三二番
六	"	"	"	"	一三〇五番
七	"	"	"	"	一二七八番一
八	"	"	"	"	一二七九番二
九	"	"	"	"	一〇三六番地先道路敷

十	"	"	"	"	一二九六番一
十一	"	"	"	"	一三二九番
十二	"	"	"	"	一三三三番一

●佐賀県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年四月三日から平成十八年五月二日まで佐賀県交通部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年四月三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路間の		区域	
	前	後	幅員メートル	延長メートル
県道 山崎町切線 唐津市相知町湯屋字本谷一二二番一地从先から 唐津市相知町田頭字岸ノ下二六二番二地先まで	前	後	四・四 、 二・五	二七六・八

●佐賀県告示第二百六十六号

佐賀県財務規則第三十二条に規定する細節の指定(平成四年佐賀県告示第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年四月三日

佐賀県知事 古川 康

歳出予算の細節の表中「○調整手当」を「○地域手当」とし、「○農林漁業改良普及手当」を「○農林漁業普及指導手当」とし、「○退職手当」を「○退職一時金」とし、「○退職」を「○退職」

攻撃災害等派遣手当に改める。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共) 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年四月三日印刷及び発行 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日 印刷所 株式会社 古川総合印刷

